

児童の代替的養護に関する国連指針 （「国連ガイドライン」）とは？（3/5）

- 児童を家族の養護から離脱させることは最終手段、一時的な措置であるべき、短期間であるべき § 14
- 若い児童、特に**3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである** § 22
- 大規模な施設の進歩的な廃止を視野に入れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針に照らした上で、代替策は発展すべき § 23
- 施設養護を提供する施設は、児童の権利とニーズが考慮された小規模で、可能な限り家庭や少人数グループに近い環境にあるべきである § 123

児童の代替的養護に関する国連指針 （「国連ガイドライン」）とは？（4/5）

- 法、政策及び規則は、機関、施設又は個人が児童に対し、施設養護への委託の募集及び勧誘を行うことを禁止すべきである § 127
- 養護を離れる青年は、アフターケアの期間中も、社会的、法律及び保健サービス並びに適切な経済的支援が受けられるべきである § 138

児童の代替的養護に関する国連指針 （「国連ガイドライン」）とは？（5/5）

- 緊急事態における養護
国際的及び非国際的武力紛争並びに外国の占領を含む、天災及び人災から生じた緊急事態に適用されるべき
- (b) 必要に応じて一時的及び長期的な家庭を基本とした養護を開発すること。
- (c) 家庭を基本とした養護が開発されるまでの臨時措置としてのみ施設養護を利用すること。
- (d) 永続的又は長期的に大人数の児童たちを同時に養護するための居住施設の新設を禁止する。

東日本大震災において、震災孤児の寄宿舍構想ができました。

里親等委託率とは？

- 親が育てられない子どもが、施設ではなく、里親家庭や里親ファミリーホーム（「里親・FH」と表記）に委託されている割合

（計算式）

里親・FH委託児童数

児童養護施設及び乳児院入所児＋里親・FH委託児